

AV-8Bハリアー攻撃機の緊急着陸時出火事故に対する意見書

9月4日午後5時15分頃、米海兵隊第31海兵遠征部隊所属のAV-8Bハリアー攻撃機が緊急着陸後に機体から出火する事故が発生した。AV-8Bハリアー攻撃機はこれまでも胴体着陸等、事故の絶えない機種であり、今回の緊急着陸後の出火は機体の爆発炎上につながる大惨事を引き起こす恐れがある事故である。これまでも同機の飛来、訓練の禁止を強く求め抗議してきた。また、同日午前8時50分頃、同基地内で米軍嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が、離陸直前に白煙を上げ緊急停止する事故を発生させている。F-15戦闘機は老朽化が著しく、近年では頻繁に緊急着陸を引き起こすなどのトラブルが発生している。

米軍は、日米安保条約を支援するための名目に事故原因の徹底究明と安全確保の取れない中で飛行訓練を継続しており、安全性を唱えた米軍の説明と反して事故の発生率は異常であり機体の安全性欠如、墜落の危険性を示す状況であり、町民居住地上空での飛行は断じて許せるものではない。地元住民への不安を解消できていないにもかかわらず、軍事訓練優先で住民軽視の現状に強い憤りを感じる。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から外来機AV-8Bハリアー攻撃機及び欠陥機F-15戦闘機の飛行訓練に厳重に抗議し、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

1. AV-8Bハリアー攻撃機及びF-15イーグル戦闘機の事故原因を徹底究明し、公表すること。
2. AV-8Bハリアー攻撃機を即時撤去すること。
3. 老朽化著しいF-15イーグル戦闘機の飛行訓練禁止及び撤去すること。
4. いかなる外来機も飛来及び訓練を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月9日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省沖縄大使

沖縄防衛局長 沖縄県知事

AV-8Bハリアー攻撃機の緊急着陸時出火事故に対する抗議決議

9月4日午後5時15分頃、米海兵隊第31海兵遠征部隊所属のAV-8Bハリアー攻撃機が緊急着陸後に機体から出火する事故が発生した。AV-8Bハリアー攻撃機はこれまでも胴体着陸等、事故の絶えない機種であり、今回の緊急着陸後の出火は機体の爆発炎上につながる大惨事を引き起こす恐れがある事故である。これまでも同機の飛来、訓練の禁止を強く求め抗議してきた。また、同日午前8時50分頃、同基地内で米軍嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が、離陸直前に白煙を上げ緊急停止する事故を発生させている。F-15戦闘機は老朽化が著しく、近年では頻繁に緊急着陸を引き起こすなどのトラブルが発生している。

米軍は、日米安保条約を支援するための名目に事故原因の徹底究明と安全確保の取れない中で飛行訓練を継続しており、安全性を唱えた米軍の説明と反して事故の発生率は異常であり機体の安全性欠如、墜落の危険性を示す状況であり、町民居住地上空での飛行は断じて許せるものではない。地元住民への不安を解消できていないにもかかわらず、軍事訓練優先で住民軽視の現状に強い憤りを感じる。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から外来機AV-8Bハリアー攻撃機及び欠陥機F-15戦闘機の飛行訓練に厳重に抗議し、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

1. AV-8Bハリアー攻撃機及びF-15イーグル戦闘機の事故原因を徹底究明し、公表すること。
2. AV-8Bハリアー攻撃機を即時撤去すること。
3. 老朽化著しいF-15イーグル戦闘機の飛行訓練禁止及び撤去すること。
4. いかなる外来機も飛来及び訓練を禁止すること。

以上、決議する。

平成26年9月9日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官
第1海兵航空団司令官 沖縄県議会議長